

財団法人新潟県消防協会寄附行為

第1章 総 則

- 第1条 本会は、財団法人新潟県消防協会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、新潟市におく。
- 第3条 本会は、新潟県内の消防団員及び消防職員並びにその他の者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は、会員の福祉厚生、消防施設の改善充実、消防知識技能の向上と消防活動の強化を図ると共に、消防思想を普及徹底し、もって社会の災厄を防止し、住民の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 会員の福祉厚生に関すること。
 - 2 殉職会員及びその遺族に対する弔慰救済に関すること。
 - 3 会員及び消防協力者の遺蹟顕彰に関すること。
 - 4 災害を受けた会員に対する見舞及び救済に関すること。
 - 5 防火思想の普及宣伝に関すること。
 - 6 消防機関及び会員並びに消防功労者の表彰に関すること。
 - 7 消防に関する調査研究に関すること。
 - 8 消防に関する教育指導及びその助成に関すること。
 - 9 消防機械器具及び関係資材の購入斡旋に関すること。
 - 10 消防諸団体の相互連絡に関すること。
 - 11 その他本会の目的を達成するため必要な事項
- 2 前項各号に定める事業を行うため必要がある場合に投資又は有価証券を保有することができるものとする。(昭和37年3月19日設定即日施行)
- 第6条 前条第1号及び第4号の事業を行うため必要があるときは、消防団員及び消防職員を対象とする共済事業を行うことができる。
- 2 前項の事業を行うため必要な規定は、別に定める。

第3章 会 員

- 第7条 本会の会員は次のとおりとする。
- 1 正会員 消防団員及び消防職員
 - 2 特別会員 本会の事業に密接な関係を有する者
 - 3 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、金品を寄贈した者
 - 4 名誉会員 学識経験者及び本会のため特に功労があった者
- 第8条 特別会員、賛助会員及び名誉会員は理事会の推薦により会長が決定する。

第4章 役員、顧問、参与及び職員

第9条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1人
- 2 副会長 4人
- 3 理事長 1人
- 4 理事 24人以内（会長、副会長及び理事長を含む）
- 5 監事 3人
- 6 代議員 46人以内

第10条 会長は代議員会で推薦する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。

第11条 副会長は代議員会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名する順位によりその職務を代理する。

第12条 理事長は消防主管課長の職にある者を会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長の指示を受け会務を統括し、会長、副会長共に事故があるときは、その職務を代理する。

第13条 理事及び監事は代議員会の推薦により代議員のうちから会長が委嘱する。

- 2 理事は、理事会に出席し会務を審議する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

第14条 代議員は、別表（第1）に定める区域内の消防団長、副団長、消防長、及び消防署長の互選により選出する。

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員は任期が過ぎても後任者が就任するまでの間はなおその職務を行うものとする。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 役員は名誉職とする。

第17条 本会の事業を遂行するため必要がある場合は、理事会の推薦により会長は、名誉会長、顧問、参与¹を委嘱することができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を開申する。

第18条 本会の事務を処理するため、事務局をおき、事務局長その他の職員（「以下事務局職員」という。）をおく。

- 2 事務局職員は会長が任免する。
- 3 事務局に関する規定は理事会の承認を得て別に会長が定めるものとする。

第5章 会 議

第19条 会議は、理事会及び代議員会の二種とし会長が招集する。

第20条 理事会、代議員会は理事又は代議員のそれぞれの総員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第21条 代議員会は、毎年1回開くものとする。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に

開くことができる。

- 2 前項のほか全代議員の3分の1以上が連盟で議案を示して、文書で要求があったときは、開かなければならない。
- 3 代議員会は予算の議決、決算の承認、寄附行為の変更、その他本会の運営に関する重要事項を議決する。
- 4 理事は、代議員会に出席して意見を述べることができる。

第22条 理事会は、随時開き次の事項を審議する。

- 1 代議員会に提出すべき議案
- 2 代議員会の議決を要するものでその委任を受けた事項
- 3 代議員会の議決を要する事項で臨時急施を要し、会長が代議員会を招集する暇がないと認めるとき。
- 4 その他会長が必要と認めた事項

- 2 会長は、前項第3項の規定により、議決した事項については、次の代議員会に報告し承認を受けなければならない。

第23条 会議の議事は、出席者の過半数によって決める。可否同数のときは議長が決める。

第24条 代議員会又は理事会に諮るべき案件であっても、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、書面で意見を徴し会議に替えることができる。

- 2 前項の場合は次の会議にその結果を報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

第25条 本会の資産は基本財産と普通財産に分けるものとする。

- 2 基本財産は1,000万円とする。
- 3 基本財産は、代議員会の議決を経なければ処分することができない。
- 4 普通財産は代議員会の議決を経てこれを基本財産に繰り入れることができる。

第26条 本会の基本財産及び普通財産中現金は、郵便貯金、銀行預金若しくは信託預金とし、又は国庫証券若しくは有価証券に替えて保管するものとする。

- 2 前項の財産保管の大綱については、毎年理事会の承認を経なければならない。

第27条 本会の会計は、普通会計及び特別会計に分けることができる。

第28条 各会計の経理は、毎年代議員会の議決を経て予算を定め、決算はその認定に附するものとする。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第30条 本会の経費は次の収入をもって充てるものとする。

- 1 きよ出金及び寄附金
- 2 資産及び事業から生ずる収入
- 3 市町村分担金
- 4 その他の収入

第31条 市町村分担金の割合は、代議員会の議決を経て定めるものとする。

第7章 支 会

- 第32条 本会の下部組織として支会を置く。
- 2 支会は、本会の指示を受け、会の運営を分担すると共に区域内消防機関相互の連絡融和に当るものとする。
- 第33条 支会の区域及び名称は、別表（第2）に定めるとおりとする。
- 第34条 支会に支会長1人、副支会長若干人を置く。
- 2 支会長はその支会区域内の消防団長、副団長、消防長、消防署長の推薦した者とする。
- 3 副支会長は、前項のものが推薦した者を支会長が委嘱する。
- 第35条 支会長は、支会を代表し、会務を総理する。
- 2 副支会長は、支会長を補佐し、支会長事故あるときは、支会長の職務を代理するものとする。
- 第36条 支会長、副支会長の任期は、第15条の規定を準用する。
- 第37条 支会に必要な役員及び職員をおくことができる。
- 2 前項の役員及び職員の任免、職務権限その他必要な事項は支会において定める。
- 第38条 支会の経費は、その支会の負担とする。
- 第39条 この寄附行為に定めてあるもののほか、支会に関し必要な規定は、その支会において定める。
- 第40条 支会長は支会に関する規定を設けたとき及びそれを変更したときは、会長に報告しなければならない。

第8章 雑 則

- 第41条 この寄附行為施行に必要な細則は、理事会の議決を経て決める。
- 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、定員の半数以上の代議員が出席し、出席者の3分の2以上の同意を得ると共に新潟県認可を得なければならない。

附 則

1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1

地域	地域	代議員定数	地域	代議員定数
新潟市	十日町市・津南町	七	新潟市	三
長岡市・見附市	南魚沼市・湯沢町	五	出雲崎町	三
新発田市・阿賀野市	柏崎市・刈羽村	五	胎内市・聖籠町	二
胎内市・聖籠町	村上市・岩船郡	二	五泉市・阿賀町	三
五泉市・阿賀町			三条市・加茂市・燕市	
三条市・加茂市・燕市	佐渡市	四	田上町・弥彦村	二
田上町・弥彦村			小千谷市・魚沼市	
小千谷市・魚沼市	糸魚川市	二	川口町	八

別表第2

支会	支会の名称	支会及び区域
新潟地区	新潟市	十日町市・津南町
長岡地区	長岡市・見附市	南魚沼市・湯沢町
三上市地区	新発田市・阿賀野市	柏崎市・刈羽村
北蒲原地区	胎内市・聖籠町	柏崎市・刈羽村
五泉地区	五泉市・阿賀町	村上市・岩船郡
東蒲地区	三条市・加茂市・燕市	村上市・岩船郡
県央地区	田上町・弥彦村	佐渡市
北魚沼地区	小千谷市・魚沼市	佐渡市
	川口町	糸魚川市

附 則

1 この寄附行為は、平成21年3月20日から施行する。